

情報公開制度の利用適正化に向けた制度改革 (情報公開条例の改正)

R6.1.26
情報公開審査会
資料 1

1. 現状・背景

・開示請求の中には、実施機関に対する開示の請求が行われ、それを受けて文書の探索、特定など一定の事務コストが発生しているにもかかわらず、開示の実施が行われないものが相当数存在。

【参考】R4年度開示未実施（請求者が開示を受けない）
 ・開示決定件数1,299件（※）のうち開示未実施件数 108件（※）
 ※議会、公安委員会及び警察本部長を除く。
 ・文書を特定したが開示していない枚数 合計19,848枚（平均184枚）

・また、興味本位と思われるような本来の情報公開制度の目的を著しく逸脱するような大量の請求も発生。

【参考】情報公開制度の本来の目的を逸脱しているような請求の例
 ・（職員個人名）の給料・人事に関する自己申告書
 ・（職員個人名）の勤務日数・旅行命令簿
 ・（職員個人名）が何時異動してきたか確認できる文書
 ・（所属名）の採用時健康診断、定期健康診断に係る文書一切
 ・（所属名）の（補職名）の採用に係り、作成、取得した文書一切（様々な職種について請求）
 ・開示の実施のために黒塗りをした開示文書の用意をしていることを証する文書一切
 ・既に不開示決定が出されている請求と同様の請求を、開示文書の作成期間のみを変更して繰り返し請求（R5.5月から11月までで3種類計74件）



【参考】開示実施により交付した文書の枚数等

年度	30枚未満	30枚以上
R3年度	324件	245件
R4年度	580件	349件

※30枚未満の件数には、文書の不存在や開示未実施を含まない。

2. 内容

・開示請求から開示の実施に至るまで相当の事務作業（コスト）が発生しており、情報公開制度の適切な運用に向けた適正な利用者負担を求める観点から、請求手数料を創設（1件につき300円）

・現行の「費用負担」（行政文書の写しの作成費用等の負担）は「開示手数料」に改正（額は現行と同様）したうえで、利用しやすいよう 経済的困難等を理由とした減免制度を導入

※個人情報開示請求については、本人等からの請求であって、実施機関における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を目的としていることが前提であることから、請求手数料は徴収せず、現行どおり「費用負担」のみ徴収する。

現行

費用負担 (写しの作成費用等)		
電子	媒体交付	媒体費用 (例) CD-R 90円/枚
紙	白黒	10円/枚
	カラー	50円/枚



改正後

請求手数料		開示手数料		
行政文書1件につき 300円 (オンライン請求は 200円)		電子	メール交付	無料
			媒体交付	媒体費用 (例) CD-R 90円/枚
		紙	白黒	10円/枚
			カラー	50円/枚

※開示手数料は300円に達するまでは無料

3. スケジュール(予定)

令和6年2月議会 情報公開条例の改正を上程

令和6年6月1日 手数料徴収開始

【参考】国の制度

請求手数料	開示手数料	
	閲覧	交付
行政文書1件につき300円 (オンライン請求の場合は200円)	100枚までごとに 100円	A3まで1枚10円 (カラー20円)

※開示手数料は300円に達するまでは無料